

みなと VISA カード法人会員規約

（コーポレートカード用・会社一括方式） 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
みなとVISAカード法人会員規約 （コーポレートカード用・会社一括方式） 一般条項 第3条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を<u>券面に印字または登録した</u>使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、<u>カード券面上に印字または登録された</u>使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。 （略） 第6条（カードご利用枠） （略） 4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、<u>特段の通知を要せず</u>減額できるものとします。 （略） 第8条（代金決済） （略）	みなとVISAカード法人会員規約 （コーポレートカード用・会社一括方式） 一般条項 第3条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を<u>券面上に印字した</u>使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、<u>カード券面上に印字された</u>使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。 （略） 第6条（カードご利用枠） （略） 4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、<u>これを</u>減額できるものとします。 （略） 第8条（代金決済） （略） <u>4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の</u>	（変更） （変更） （追加） （変更） （削除）

みなと VISA カード法人会員規約

（コーポレートカード用・会社一括方式） 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
4. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算のうえ、<u>前3項</u>の定めによりお支払いいただきます。ただし、キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。 5. 当社は、<u>前4項</u>に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては<u>翌月初旬に、当社の定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。</u>通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。 第11条（退会） 1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。 2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （略） 第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）	<u>口座振替にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。</u> <u>5. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。</u> <u>6. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算のうえ、前5項の定めによりお支払いいただきます。ただし、キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。</u> <u>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。</u>通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。 第11条（退会） 1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>届出用紙</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。 2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>届出用紙</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （略） 第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）	（変更） （変更） （変更） （変更） （変更） （変更）

みなと VISA カード法人会員規約

（コーポレートカード用・会社一括方式） 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
(略) 4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 (略) (9) 会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 (略) (10) 会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 (略) (12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (略) <u>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u> <u>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者</u>	(略) 4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 (略) (9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 (略) (10) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 (略) (12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (略) <u>5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカー</u>	(追加) (追加) (変更) (新設) (変更)

みなと VISA カード法人会員規約

（コーポレートカード用・会社一括方式） 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。 7. 当社は、第 4 項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。 8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第 7 条第 2 項に定める範囲に限られるものとします。 9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することがで	ド、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。 6. 当社は、第 4 項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。 7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第 7 条第 2 項に定める範囲に限られるものとします。 8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。	(変更) (変更) (削除) (変更) (変更) (新設)

みなと VISA カード法人会員規約

(コーポレートカード用・会社一括方式) 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<u>きるものとします。</u> 第 1 4 条 (期限の利益の喪失) 1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を、直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。 <u>(5) 会員または使用者が第 1 2 条第 4 項第 9 号または第 1 0 号の事由に該当したことが判明した場合</u> (略) 第 1 5 条 (遅延損害金) 1. 会員または使用者は、当社に対する支払いを遅滞した場合は支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年 1 4 . 6 % <u>を乗じ年 3 6 5 日 (閏年は年 3 6 6 日) で日割り計算した額の</u>遅延損害金を支払うものとします。 2. 会員または<u>使用者</u>は、キャッシュサービスの支払いについて、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年 2 0 . 0 % <u>を乗じ年 3 6 5 日 (閏年は年 3 6 6 日) で日割り計算した額の</u>遅延損害金を支払うものとします。 第 1 6 条 (紛失・盗難・偽造) (略)	第 1 4 条 (期限の利益の喪失) 1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を、直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。 (略) 第 1 5 条 (遅延損害金) 1. 会員または使用者は、当社に対する支払いを遅滞した場合は支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年 1 4 . 6 % <u>の割合による</u>遅延損害金を支払うものとします。 2. 会員または<u>所用者</u>は、キャッシュサービスの支払いについて、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年 2 0 . 0 % <u>の割合による</u>遅延損害金を支払うものとします。 第 1 6 条 (紛失・盗難・偽造) (略)	(新設) (変更) (変更) (変更)

みなと VISA カード法人会員規約
(コーポレートカード用・会社一括方式) 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることできます。 (略) 第17条（会員保障制度） (略) 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 (略) <u>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u> <u>(8)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6 1日以前に生じた損害</u> <u>(9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(10)その他本規約に違反する使用に起因する損害</u> (略) 6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して<u>会員または使用者が</u>保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。 (略) 第19条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面</u>に印字された月の末日までとします。	2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることできます。<u>また、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。</u> (略) 第17条（会員保障制度） (略) 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 (略) <u>(7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6 1日以前に生じた損害</u> <u>(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(9)その他本規約に違反する使用に起因する損害</u> (略) 6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して<u>本会員が</u>保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。 (略) 第19条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面上</u>に印字された月の末日までとします。	(削除) (新設) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)

みなと VISA カード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式) 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
(略) 第 20 条 (届出事項の変更等) 1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。 (略) 6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。 カードショッピング条項 第 26 条 (カードショッピング) (略) 2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。(カードに署名欄がある場合に限り)。 なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号の店頭端末機へ入力すること、または I C チップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触 I C チップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。 (略)	(略) 第 20 条 (届出事項の変更等) 1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。 (略) カードショッピング条項 第 26 条 (カードショッピング) (略) 2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号の店頭端末機へ入力すること、または I C チップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触 I C チップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。 (略)	(追加) (追加) (削除) (変更) (削除) (追加) (追加)

みなと VISA カード法人会員規約
（コーポレートカード用・会社一括方式） 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
の提携金融機関の A T M 等から借入金の全額 （日割計算にて返済日までの利息を併せて支払 う）を入金して返済する方法 （略） 第 3 2 条（現金自動預払機（A T M）利用時の手 数料） 2. A T M 手数料は、利用金額・返済金額が 1 万円 以下の場合には 1 1 0 円（含む消費税等）、利用金 額・返済金額が 1 万円を超える場合は 2 2 0 円（含 む消費税等）とします。ただし、当社が認める場合は割 引<u>また</u>は無料とすることがあります。 <ご相談窓口> 1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを<u>利 用された加盟店にご連絡ください。</u> （略） 株式会社みなとカード <日本貸金業協会会員 第 0 0 2 1 9 2 号> <近畿財務局長（<u>1 2</u>）第 0 0 4 9 2 号> （略） （<u>2 0 2 4 年 1 0 月</u>改定）	の提携金融機関の A T M 等から借入金の全額 （日割計算にて返済日までの<u>手数料または</u>利息 を併せて支払う）を入金して返済する方法 （略） 第 3 2 条（現金自動預払機（A T M）<u>等</u>利用時の 手数料） 2. A T M 手数料は、利用金額・返済金額が 1 万円 以下の場合には 1 1 0 円（含む消費税等）、利用金 額・返済金額が 1 万円を超える場合は 2 2 0 円（含 む消費税等）とします。ただし、当社が認める場合は割 引<u>もしくは</u>は無料とすることがあります。 <ご相談窓口> 1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを<u>ご利 用された加盟店にご連絡下さい。</u> （略） 株式会社みなとカード <日本貸金業協会会員 第 0 0 2 1 9 2 号> <近畿財務局長（<u>1 1</u>）第 0 0 4 9 2 号> （略） （<u>2 0 2 3 年 4 月</u>改定）	（削除） （削除） （変更） （変更） （変更） （変更）